

法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省令第三十九号）新旧対照表

改正後

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第三十二条 省略

2 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）から別表六（三）（七）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七（三）から別表八（三）付表まで、別表九（一）から別表十（九）付表まで、別表十（一）から別表十四（十）付表二まで、別表十五、別表十五付表、別表十六（一）から別表十七（二）（三）付表まで、別表十七（三）（二）から別表十七（三）（八）まで及び別表十八（一）から別表十八（三）まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）又は第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（確定申告書の記載事項）

第三十四条 省略

2 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（二）まで、別表五（二）（一）付表二、別表六（一）から別表六（三）（七）まで、別表七（一）から別表七（五）まで、別表七（三）から別表八（三）付表まで、別表九（一）から別表十（一）まで、別表十一（一）から別表十四（十）付表二まで、別表十五、別表十五付表、別表十六（一）から別表十七（四）まで及び別表十八（一）から別表十八（三）まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、

改正前

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第三十二条 同上

2 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）から別表六（三）（六）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七（三）から別表八（三）まで、別表九（一）から別表十（九）付表まで、別表十（一）から別表十四（九）付表二まで、別表十五、別表十六（一）から別表十七（二）（三）付表まで、別表十七（三）（二）から別表十七（三）（八）まで及び別表十八から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）又は第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（確定申告書の記載事項）

第三十四条 同上

2 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（二）まで、別表五（二）（一）付表二、別表六（一）から別表六（三）（六）まで、別表七（一）から別表七（五）まで、別表七（三）から別表八（三）まで、別表九（一）から別表十（一）まで、別表十一（一）から別表十四（九）付表二まで、別表十五、別表十六（一）から別表十七（四）まで及び別表十八から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式に

これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）又は第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第六十一條の二 省 略

2 省 略

3 法第四十四條の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）、別表六（二）から別表六（四）まで、別表六（五）から別表六（七）まで、別表六（九）、別表六（十）、別表六（十一）、別表六（十二）、別表六（十三）から別表六（二十五）まで、別表六（二十六）から別表六（三十七）まで、別表六（三十八）から別表六（四十九）付表五まで、別表七（三）、別表七（四）、別表八（一）、別表八（二）付表一、別表八（三）、別表八（四）付表、別表九（一）、別表九（二）、別表十（三）、別表十四から別表十五付表まで、別表十（七）、別表十（八）、別表十一（一）から別表十一（二）まで、別表十二（二）から別表十三（八）まで、別表十三（九）から別表十四（二）まで、別表十四（三）、別表十四（四）、別表十四（七）から別表十四（八）まで、別表十五、別表十六（一）から別表十六（六）まで、別表十七（一）から別表十七（二）付表二まで、別表十七（三）付表三、別表十七（四）付表及び別表十七（五）から別表十七（六）付表まで（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四十二條第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一條（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三條第二項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の

よらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）又は第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第六十一條の二 同 上

2 同 上

3 法第四十四條の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）、別表六（二）から別表六（四）まで、別表六（五）から別表六（七）まで、別表六（九）、別表六（十）、別表六（十一）、別表六（十二）、別表六（十三）から別表六（三十）まで、別表六（三十一）から別表六（三十七）まで、別表六（三十八）から別表六（四十九）付表一、別表八（三）、別表九（一）、別表九（二）、別表十（三）、別表十四から別表十五付表まで、別表十（七）、別表十（八）、別表十一（一）から別表十一（二）まで、別表十二（二）から別表十三（八）まで、別表十三（九）から別表十四（二）まで、別表十四（三）、別表十四（四）、別表十四（六）から別表十四（七）まで、別表十五、別表十六（一）から別表十六（六）まで、別表十七（一）から別表十七（三）付表まで（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四十二條第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一條（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定に準じて計算する場合における令第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定に準じて計算する場合における令第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定

る書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 省略

別表一、別表二十 省略

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の記載要領の改正規定（同第四号(2)に係る部分及び同号(5)に係る部分を除く。）、別表一の二の記載要領の改正規定（同第四号(2)に係る部分を除く。）、別表一の三の記載要領の改正規定（同第四号に係る部分を除く。）及び別表二十の表の改正規定（令和四年十二月三十一日

二 別表十二箇の記載要領第一号の改正規定（「た、青色申告書を提出する法人で」の次に「租税特別措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条の規定による改正前の」を加える部分に限る。）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（書式に関する経過措置）

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）
（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法」という。）
（第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年旧法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得（令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

。 4 同上

以下この項において同じ。）に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3

法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（令和二年旧法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の令和二年旧法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）の所得に対する法人税に係る新規別表の書式の適用については、新規別表一から別表十九の三までの記載要領中次の各号に掲げる規定には、当該各号に定める規定を含むものとする。

一 法人税法の各規定 当該規定に対応する令和二年改正前法（令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧法をいう。以下同じ。）の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の法人税法の各規定 当該規定に対応する旧令和二年改正前法（改正法第三条の規定による改正前の令和二年改正前法をいう。）の規定

三 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の各規定 当該規定に対応する令和二年改正前措置法（令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下同じ。）の規定

四 改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法の各規定 当該規定に対応する旧令和二年改正前措置法（改正法第十二条の規定による改正前の令和二年改正前措置法をいう。）の規定

五 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の各規定 当該規定に対応する令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定

六 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の各規定 当該規定に対応する令和二年改正前令（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力

を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令をいう。以下同じ。）の規定

七 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第三百三十七号。以下「改正令」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行令の各規定 当該規定に対応する旧令和二年改正前令（改正令第二条の規定による改正前の令和二年改正前令をいう。）の規定

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

4 | 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条の三 新法人税法施行規則第三十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二十三条第三十一号の二に規定する連結中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三十二条第二項中「別表一、別表一付表、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）から別表六（三）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七の三から別表八（三）付表まで、別表九（一）から別表十（九）付表まで、別表十（四）、別表十一（一）から別表十四（十）付表二まで、別表十五、別表十五付表、別表十六（一）から別表十七（二）の三付表まで、別表十七（三）の二から別表十七（三）の八まで及び別表十八（一）から別表十八（三）まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四から別表五の二（一）付表一まで、別表五の二（二）から別表六の二（二十七）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七の二から別表十（四）付表まで、別表十（四）から別表十七（二）の三付表まで、別表十七（三）の二から別表十七（三）の八まで、別表十七の二（一）から別表十七の二（二）付表二まで及び別表十八（一）から別表十八（三）まで（更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。）とする。

2 省 略

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条の三 新法人税法施行規則第三十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二十三条第三十一号の二に規定する連結中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三十二条第二項中「別表一、別表一付表、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）から別表六（三）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七の三から別表八（三）まで、別表九（一）から別表十（九）付表まで、別表十（四）、別表十一（一）から別表十四（十）付表二まで、別表十五、別表十六（一）から別表十七（二）の三付表まで、別表十七（三）の二から別表十七（三）の八まで及び別表十八（一）から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四から別表五の二（一）付表一まで、別表五の二（二）から別表六の二（三十）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七の二から別表十（四）付表まで、別表十（四）から別表十七（二）の三付表まで、別表十七（三）の二から別表十七（三）の八まで、別表十七の二（一）から別表十七の二（二）付表二まで及び別表十八（一）から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。）とする。

2 同 上

(確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第八条の四 新法人税法施行規則第三十四条第二項の規定の適用については、同項に規定する確定申告書には、旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)を含むものとする。この場合において、同項中「別表一、別表一付表、別表二から別表三(七)まで、別表四、別表四付表、別表五(一)から別表五(二)まで、別表五の二(一)付表二、別表六(一)から別表六(三十七)まで、別表七(一)から別表七(五)まで、別表七の三から別表八(三)付表まで、別表九(一)から別表十(七)まで、別表十一(一)から別表十四(十)付表二まで、別表十五、別表十五付表、別表十六(一)から別表十七(四)まで及び別表十八(一)から別表十八(三)まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。)」とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二から別表六の二(二十七)まで、別表七(一)から別表十七の二(二)付表二まで及び別表十八(一)から別表十八(三)まで(更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。)」とする。

2 省略

(確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第八条の四 新法人税法施行規則第三十四条第二項の規定の適用については、同項に規定する確定申告書には、旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)を含むものとする。この場合において、同項中「別表一、別表一付表、別表二から別表三(七)まで、別表四、別表四付表、別表五(一)から別表五(二)まで、別表五の二(一)付表二、別表六(一)から別表六(三十六)まで、別表七(一)から別表七(五)まで、別表七の三から別表八(三)まで、別表九(一)から別表十(七)まで、別表十一(一)から別表十四(九)付表二まで、別表十五、別表十六(一)から別表十七(四)まで及び別表十八から別表十八の三まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。)」とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二から別表六の二(三十一)まで、別表七(一)から別表十七の二(二)付表二まで及び別表十八から別表十八の三まで(更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。)」とする。

2 同上